

## ST マーク取得済み製品（玩具）の「改良申請」の新設について

ST マーク取得製品は、材料・製造工場・製品仕様・パッケージ表示等を変更する場合には、ST 検査を「再申請」し、改めて ST マークを再取得する必要があります。

しかしながら、製品仕様やパッケージの「軽微な変更」（改良）に関しては、（ST 検査を再申請するのではなく）、既に取得している ST マークを維持（継続）しつつ、当該改良を認めて欲しい旨の要請が寄せられています。

つきましては、このほど一定の条件（下記 1.）のもとで、ST マーク取得済商品での「軽微な変更」を認める制度（「改良申請」）を新設しましたのでお知らせします。

### 1. 「改良申請」が認められる要件

- (1) ST マーク取得から 1 年以内の製品であること。  
（但し、「改良申請」は 1 回のみとさせていただきます。）
- (2) 当該改良が、商品の同一性を損なわない「軽微な変更」であること。  
（「軽微な変更」に該当する例を「別紙」に整理してあります。）
- (3) 当該改良が、材質の変更を伴わない製品の物理的変更等であり、「第 3 部化学検査」の再検査をする必要がないこと。

### 2. 「改良申請」の留意点

- (1) 製品の同一性が維持されますので、改良前の製品（ST マーク取得済み製品）の ST マーク番号・検査合格日は、改良品に関しても維持されます。（ST 検査報告書の有効期限は、当初の ST マーク取得時の期限に変更はありません。）
- (2) 改良前の製品（ST マーク取得済み製品）に行った ST 検査の「第 3 部化学検査の試験報告書」（国内 ST 検査機関が行った検査報告書、海外 ST 検査機関が発行した試験成績書の両方とも）の転用(再使用)が認められます。
- (3) 製品本体には変更を加えず、パッケージのみを一部変更するケースも含まれます。

### 3. 「改良申請」の手続

- (1) ST 申請システムにて、改良前の製品（ST マーク取得済み製品）を「受付番号」又は「ST 番号」で検索。
- (2) 検索結果一覧より、該当製品を特定の上、詳細画面の「確認」ボタンをクリック。
- (3) 画面右上の「改良申請」ボタンをクリック。
  - ① 改良申請の入力が可能となります。  
（商品名等は、変更が認められませんので、入力はできません。）
  - ② 申請可能な場合にのみ表示されます。但し、申請の条件に合致しない場合は、検査機関の判断で申請を無効とする場合があります）
- (4) 必要項目を入力、確認の上、「送信」ボタンをクリック。  
改良した箇所について、「備考」欄に詳細をご記入下さい。

### 4. 適用日

平成 25 年 2 月 6 日

## 【別紙】

### 商品の同一性を損なわない「軽微な変更」の例

- 例 1 : RCカーにおける、外観では判らない程度でのボディの厚みの増嵩  
(ボディ(本体)の強度を増すための改造)
- 例 2 : モーター駆動の玩具における、使用するモーターの変更  
(本体を分解しなければモーターを取り出せない構造の製品のケース)
- 例 3 : 流通からの要請による、「商品パッケージ」表示の「バーコード」の変更  
(STマーク合格番号は変更なし)
- 例 4 : 「商品パッケージ」の記載事項の変更  
(会社の移転に伴う、「商品パッケージ」表示の「連絡先」(所在地等)の変更)
- 例 5 : 「商品パッケージ」のデザインの追加・変更  
(小さな挿絵の差替え等)  
※ 当協会事業の「共遊玩具」「日本おもちゃ大賞」等の標章(マーク)は、「改良申請」を行わずに追加することができます。

### 「軽微な変更」とは認められない例

- 例 6 : 「商品名」「ST合格番号」の何れの変更
- 例 7 : 「商品パッケージ」の変更(商品の同一性を損なうレベルの変更)  
(メインの商品画像の変更。(流通からの要請による)特定の店舗用「専用パッケージ」への変更等)
- 例 8 : ベビージムに使用する複数種類の「吊り下げパーツ」のうち、1種類の変更
- 例 9 : 適用するST基準を異にする表示(商品パッケージの表示)の変更  
(旧基準(ST2002)による「表示」(「注意文」)の、新基準(ST2012)による表示(「警告文」「注意文」)への変更)